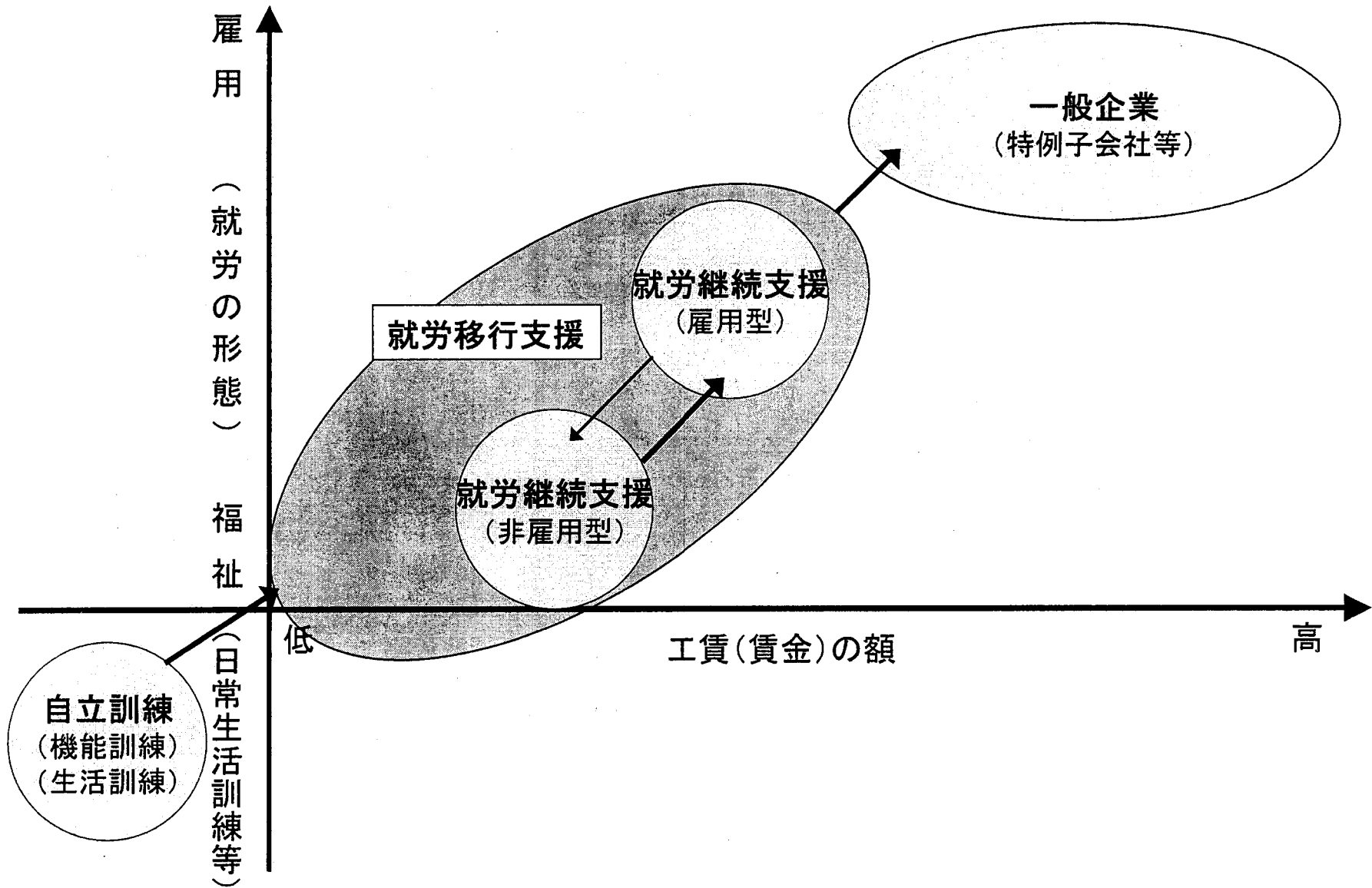
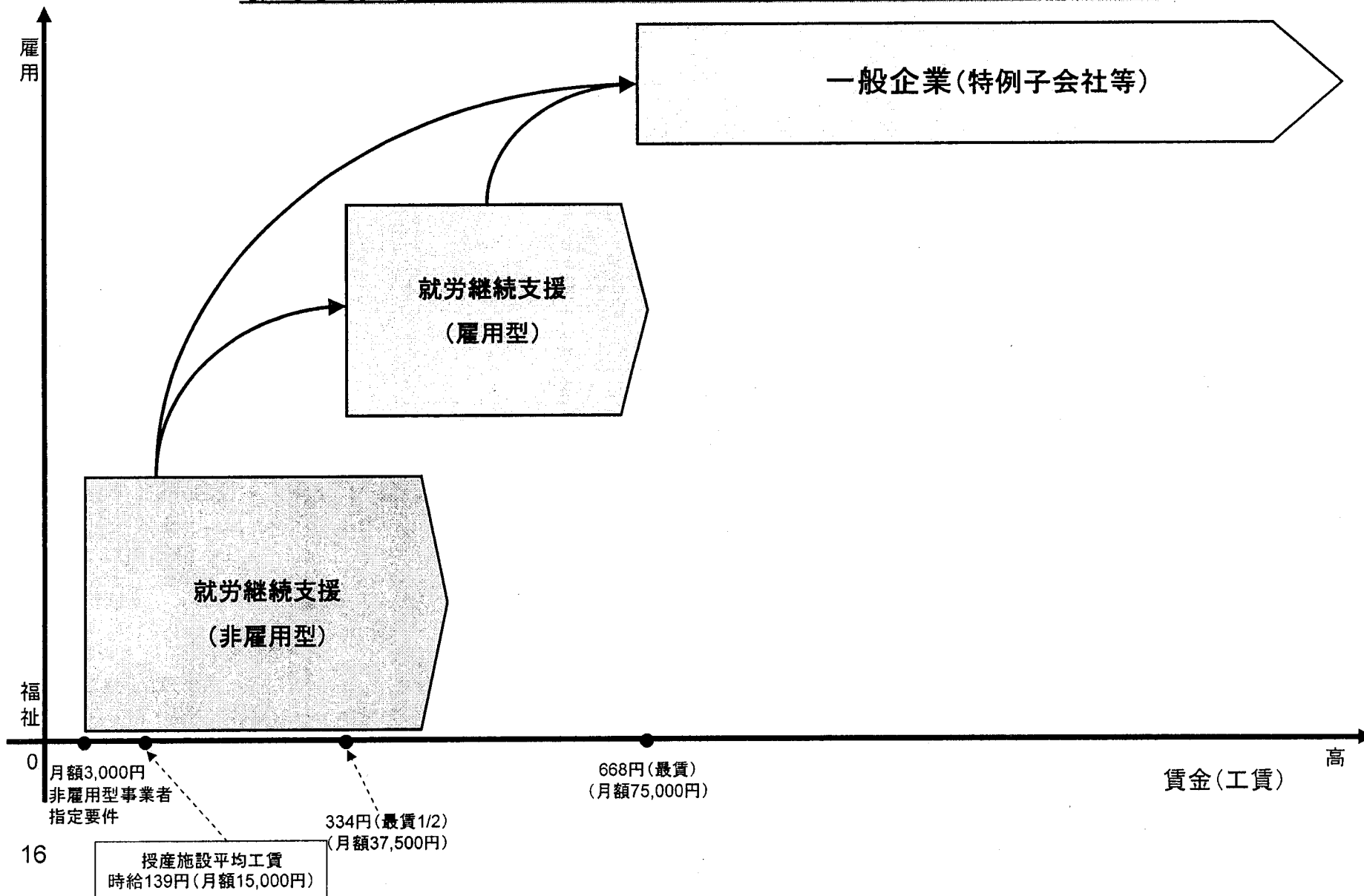


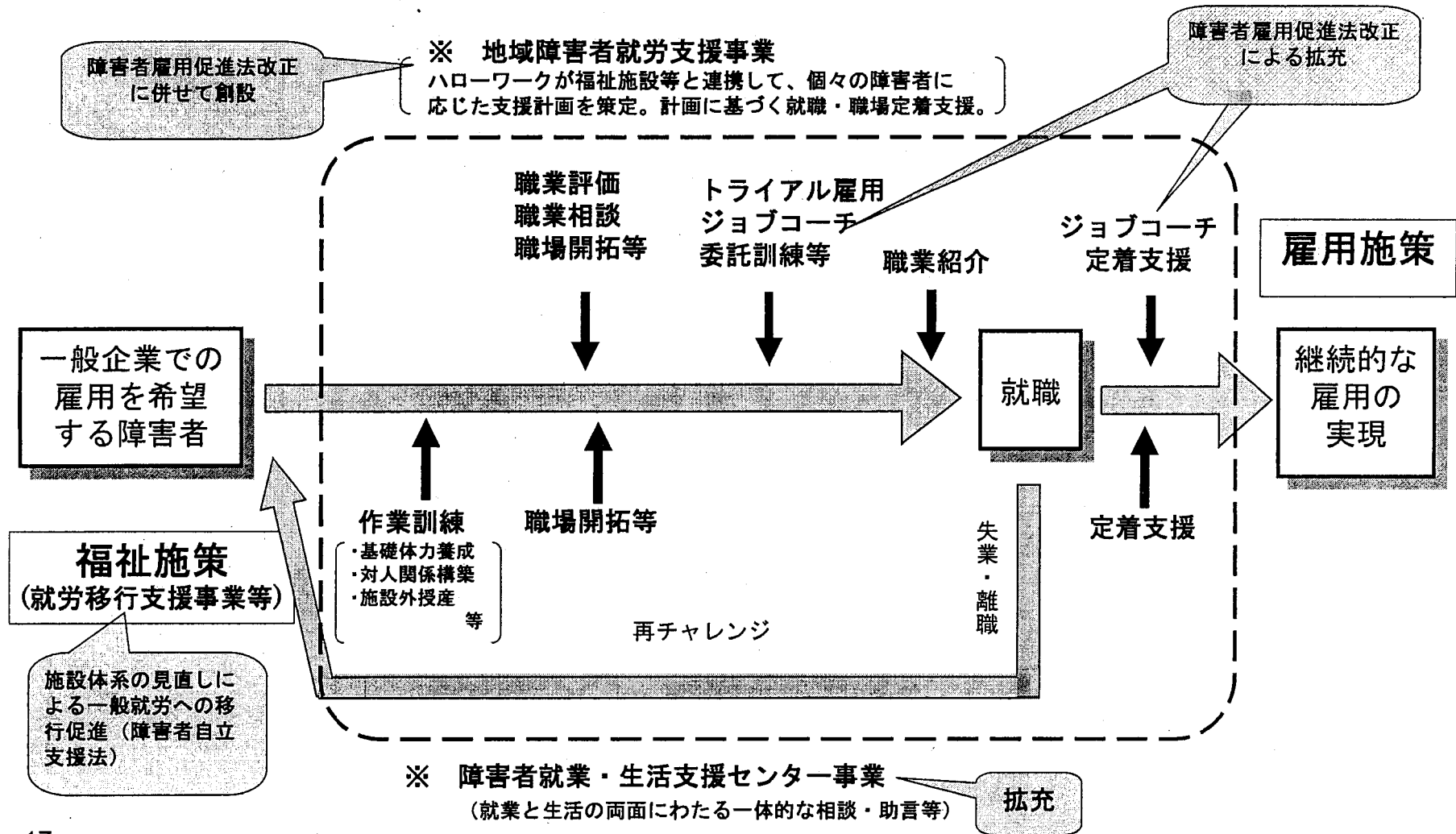
障害者の就労支援と各事業の関係



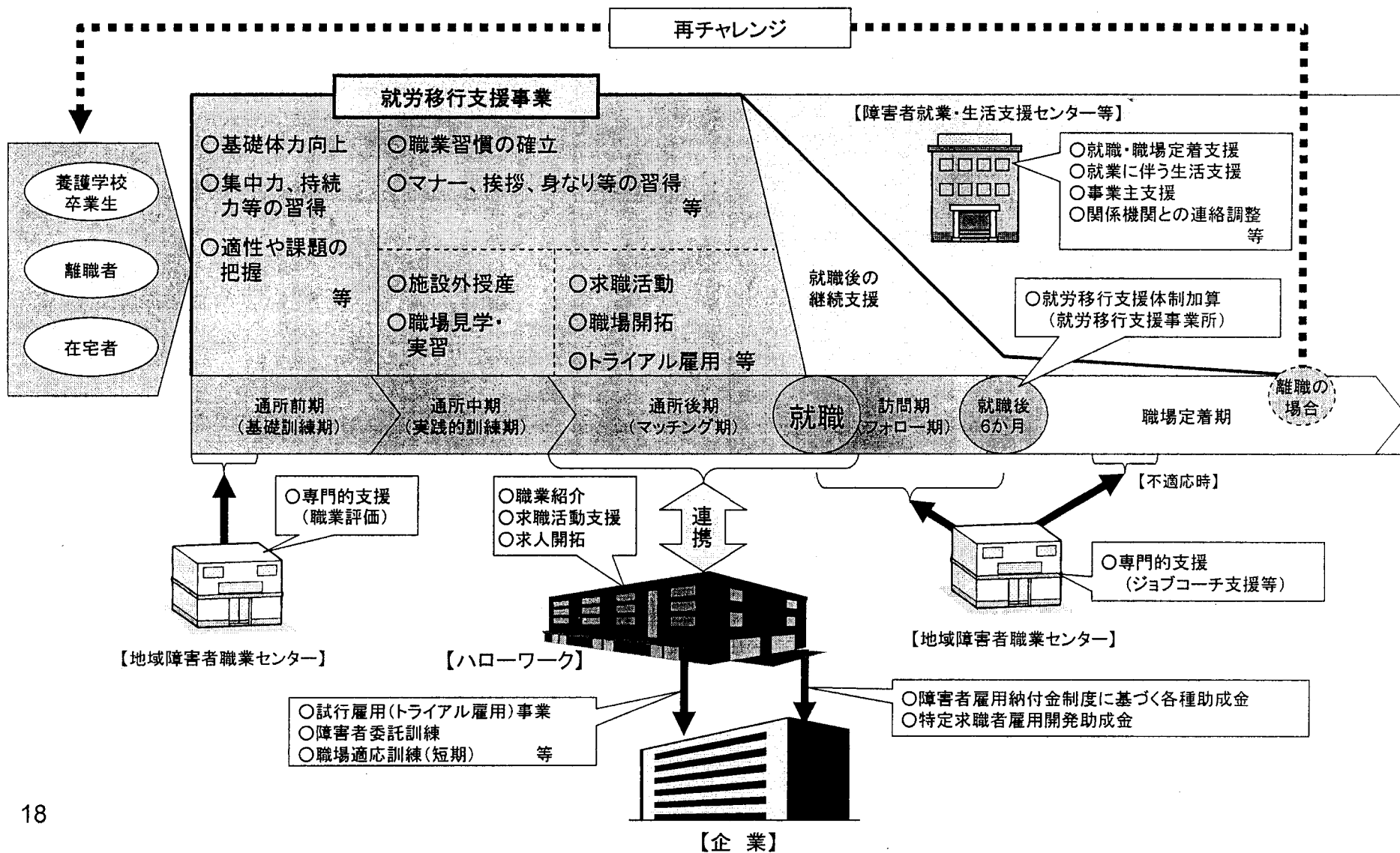
就労継続支援と賃金(工賃)の関係について



雇用と福祉の連携による就労支援



就労移行支援事業と労働施策の連携

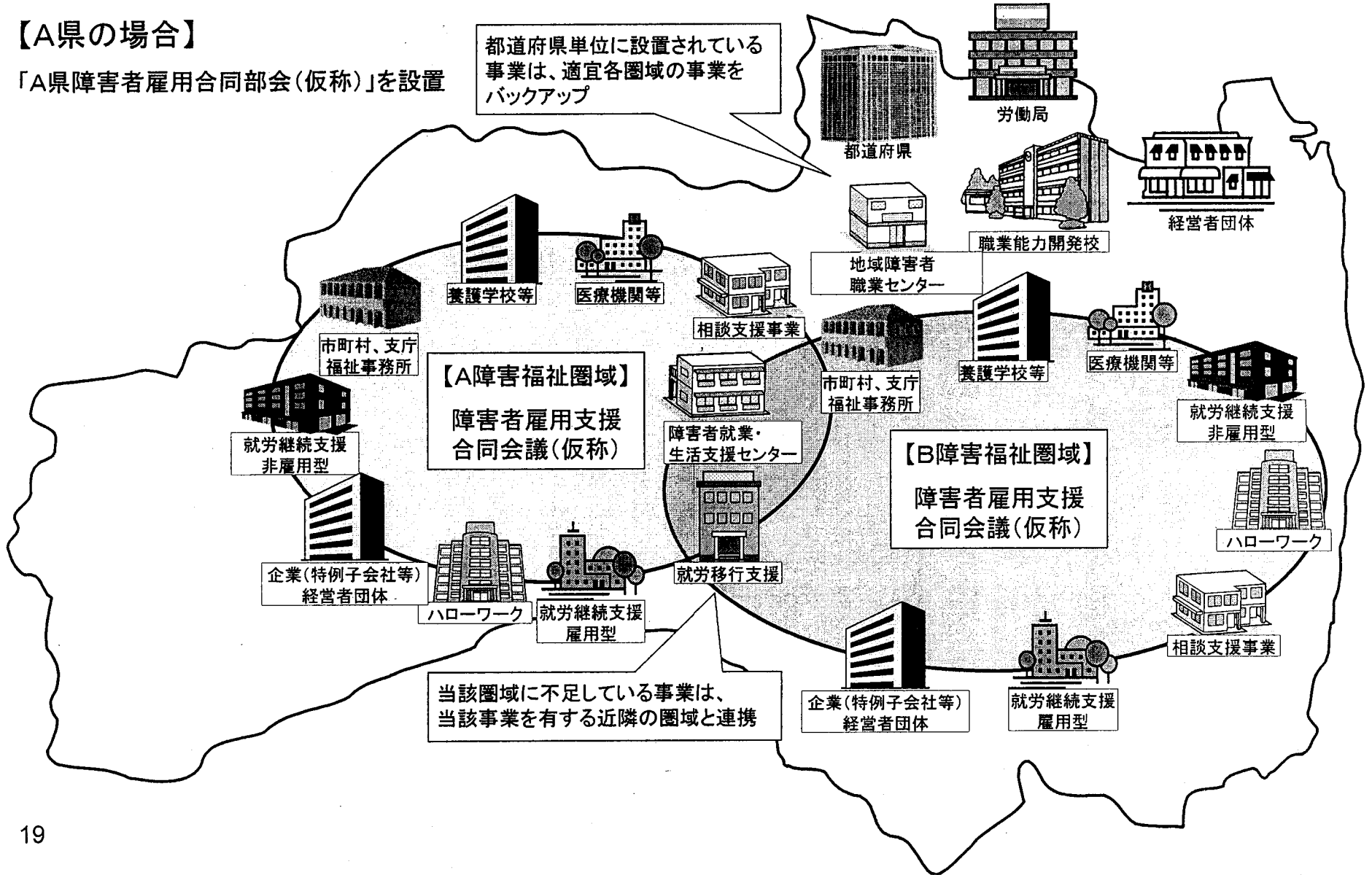


都道府県・圏域における就労支援ネットワーク

【A県の場合】

「A県障害者雇用合同部会(仮称)」を設置

都道府県単位に設置されている事業は、適宜各圏域の事業をバックアップ



障害福祉計画に関する数値目標の設定と
サービス量の見込み

平成18年5月15日

障害保健福祉部企画課

数値目標の設定に関する基本的手順

就労や地域移行等に関する目指す方向を明確化

- 利用者のニーズやサービスの過去の伸び等を把握・分析
- 養護学校卒業生の進路動向や福祉施設からの就労移行の状況等から、将来の見通しを検討
- 精神障害者に関する新たなサービスニーズを見極める
- 小規模作業所について今後の方向性を検討



成果に関する目標値の設定

- 入所施設の入所者の地域生活への移行に関する目標値
 - 入院中の精神障害者の地域生活への移行
 - 福祉施設から一般就労への移行
 - 工賃水準の向上
- 等



介護給付・訓練等給付個々のサービスの見込量を算出へ

地域生活や就労への移行等に関する数値目標について

国の基本指針案
(要約)

- 地域生活や一般就労への移行を進める観点から、まず、下記の成果に関する目標値を設定し、その上で各サービスごとの数値目標を設定する
 - 1 平成23年度末までに、現在の入所施設の入所者の1割以上が地域生活に移行することをめざす
⇒ これにあわせて、平成23年度末時点の施設入所者数を7%以上削減することを基本としつつ、地域の実情に応じて目標を設定する
 - 2 平成24年度までに、精神科病院の入院患者のうち「受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者」(以下「退院可能精神障害者」という。平成14年患者調査で約7万人)の解消をめざす
⇒ これにあわせて、平成23年度における退院可能精神障害者数の減少目標値を設定するとともに、医療計画における基準病床数の見直しを進める
 - 3 平成23年度中に福祉施設から一般就労に移行する者を現在の4倍以上とすることをめざす
⇒ これにあわせて、福祉サイドにおける就労支援を強化する観点から、就労継続支援利用者のうち、3割は雇用型をめざす

入所施設の入所者の地域生活への移行

基本指針

地域生活への移行を進める観点から、障害福祉計画の作成時点において、障害者の入所施設に入所している者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホームやケアホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、平成二十三年度末の段階において地域生活に移行する者の数値目標を設定する。目標の設定に当たっては、現時点の入所施設の入所者数の一割以上とするとともに、これにあわせて平成二十三年度末時点の施設入所者数を七%以上削減することを基本としつつ、地域の実情に応じて目標を設定することが望ましい。

目標値の設定 (都道府県・市町村において設定)

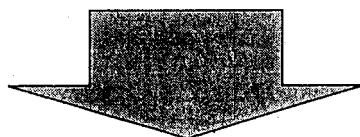
項目	数値	考え方
現入所者数(A)	人	○平成17年10月1日の数とする。
目標年度入所者数(B)	人	○平成23年度末時点の利用人員を見込む。
【目標値】 削減見込(A-B)	人 (%)	○差引減少見込み数
【目標値】 地域生活移行数	人	○施設入所からGH・CH等へ移行した者の数

留意事項

○目標値の設定について

入所施設の入所者数の1割以上→グループホーム・ケアホーム、福祉ホーム、公営住宅等の一般住宅へ移行
(地域生活への移行)

一方、新規の入所者については、グループホーム等の整備を推進し最小限に止める。



○施設入所者数を現在の利用者数から7%以上削減することを基本としつつ、地域の実情に応じて目標を設定

○地域生活への移行とは、入所施設の入所者が施設を退所し、生活の拠点をグループホーム・ケアホーム、福祉ホーム、公営住宅等の一般住宅へ移したものをいう。(家庭復帰を含む)

○現在の入所施設とは、長期の入所が常態化している身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設(入所)、知的障害者授産施設(入所)、精神障害者入所授産施設等が考えられる。

○現在の利用者数(平成17年10月1日)には、新規整備予定の施設利用者数は含めない。

入院中の精神障害者の地域生活への移行

基本指針

平成二十四年度までに「受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者」(以下「退院可能精神障害者」という。)が退院することを目指し、そのために必要な自立訓練事業等の必要量を見込み、平成二十三年度末における退院可能精神障害者数の減少目標値(平成十四年度における退院可能精神障害者数のうち市町村及び都道府県が定める数)を設定する。これとともに、医療計画(医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十条の三第一項に規定する医療計画をいう。以下同じ。)における基準病床数の見直しを進める。

目標値の設定

(都道府県・市町村において設定)

項目	数値	考え方
現在	人	○現在の退院可能精神障害者数
【目標値】 減少数	人	○上記のうち、平成23年度末までに減少を目指す数

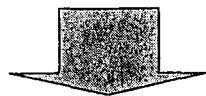
留意事項

○目標値設定の考え方

平成24年度までに退院可能精神障害者の解消を目指す



グループホーム・ケアホーム、日中活動サービス、ホームヘルプサービスなど、退院後の生活を支える「受入条件」の整備を推進・地域生活支援事業による退院促進支援事業、居住サポート事業などを通じて退院時の支援を強化



平成23年度末における退院可能精神障害者の減少目標値を設定

※退院可能精神障害者とは、患者調査(直近集計値は14年度)における精神病床入院患者のうち「受入条件が整えば退院可能な者」とする。

また、各都道府県等において独自に把握することも可。

医療計画の見直しとの関連について

- 医療計画における精神病床の基準病床数については、平均残存率(新規に入院した患者の中で、1年を超えて入院するに至った者の割合)の低下、退院率(1年以上入院している患者の中で、退院する者の割合)の向上を目指す算定式へと見直しを行ったところ。
- 平均残存率、退院率の改善のためには、医療計画に基づく地域における精神医療の提供体制の整備に加え、障害福祉計画による退院後の支援体制づくりを車の両輪として進めることが必要。これらを通じて、退院可能精神障害者の解消を図る。
- 医療計画について精神病床の基準病床数について新算定式による見直し等を行いつつ、障害福祉計画において、精神障害者の地域移行、社会復帰に必要なサービス量を見込むとともに、退院促進支援事業等の推進方策、医療と福祉の連携強化方策などを盛り込む。可能な限り、精神病床の基準病床数等の見直しと並行して検討を進め、双方の計画に盛り込むことが望ましい。

福祉施設から一般就労への移行

基本指針

平成二十三年度において、障害者の福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、同年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定する。目標の設定に当たっては、現時点の一般就労への移行実績の四倍以上とすることが望ましい。これに加えて、別表第一を参考として、障害保健福祉施策と労働施策の連携強化を図り、障害者雇用の観点からの目標値を併せて設定することが望ましい。

また、福祉制度を利用した就労支援を強化する観点から、平成二十三年度までに現在の福祉施設利用者のうち、二割以上の者が就労移行支援事業を利用するとともに、平成二十三年度時点において、就労継続支援事業の利用者のうち、三割は雇用型を利用することを旨とする。

目標値の設定 (都道府県・市町村において設定)

項目	数値	考え方
現在の年間 一般就労移行者数	人	○平成17年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】目標年度の 年間一般就労移行者数	人 (倍)	○平成23年度において施設を退所し、一般就労する者の数

※23年度の雇用型利用者の割合は、サービスの見込量から算出

留意事項

○目標値の設定について

・障害者の就労を拡大する観点から、現在の福祉施設利用者の2割以上の者が就労移行支援事業を利用

これにより

23年度

○一般就労へ移行する者は現在の4倍

○就労継続支援事業利用者のうち、雇用型利用者は3割

を目指す

[目標値]

国の基本指針を踏まえつつ地域の実情を勘案した上で設定

○平成17年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数は、把握しているデータを基にした推計で可。

○一般就労した者とは、一般に企業等に就職した者(就労継続支援(雇用型)及び福祉工場の利用者となった者を除く)、在宅就労した者及び自ら起業した者をいう。

○現在の福祉施設とは、次の施設をいう。

(身体障害者施設)更生施設、療護施設、授産施設(入所、通所)、福祉工場、小規模通所授産施設

(知的障害者施設)更生施設(入所、通所)、授産施設(入所、通所)、福祉工場、小規模通所授産施設

(精神障害者施設)生活訓練施設、授産施設(入所、通所)、福祉工場、小規模通所授産施設

○現在の利用者数には、新規整備予定の施設利用者数は含めない。